

3月は「自殺対策強化月間」です



もしあなたが先の見えない不安や、生きづらさを感じるなどの様々なこころの悩みを抱えていたら、その悩みを相談してみませんか。電話では相談しづらい方には、LINEなどのSNSでも相談できます。

こころの健康相談統一ダイヤル

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。

☎ **0570-064-556** 相談対応の曜日・時間は自治体によって異なります。



よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。

☎ **0120-279-338** 24時間対応

- ◎暮らしの悩みごと
- ◎悩みを聞いて欲しい方
- ◎DV・性暴力などの相談をしたい方
- ◎外国語による相談をしたい方 など



いのちの電話 (一般社団法人日本いのちの電話連盟)

☎ **0570-783-556** 毎日 午前10時から午後10時まで

☎ **0120-783-556** 毎日 午後4時から午後9時まで 毎月10日 午前8時から翌日午前8時まで



NPO法人 東京メンタルヘルス・スクエア

- 毎日 第1部 正午から午後3時50分(午後3時まで受付)
第2部 午後5時から午後8時50分(午後8時まで受付)
第3部 午後9時から午後11時50分(午後11時まで受付)

毎月1回 最終土曜日から日曜日
午前0時から午前5時50分(午前5時まで受付)

LINE



Twitter



Facebook



チャット



LINE・Twitter・Facebook @kokorohotchat
チャット https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat/

【お問い合わせ先】 市保健センター ☎32・3551/FAX32・4145
Mail:hokencenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」を、離婚等(協議中を含む)が原因で子どもを養育しているものの、今回の給付金の枠組みでは支給対象者とならず、給付金を受け取っていない方に対し、子育てを支援する目的で実施します(所得制限があります)。

【支給対象者】

- ①令和3年9月分の児童手当受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当(本則給付)受給者になっている方
 - ②高校生等を養育されている方は令和3年9月30日時点では養育者でなかったが、令和4年2月28日時点において養育者である方
 - ③その他、これらに準ずる方(DV、養子縁組、海外からの帰国など)
- ※給付金を受給した元養育者から給付金を受け取っている場合、元養育者が対象児童のために給付相当額(10万円相当)を費消している場合を除く。

【給付金の額】対象児童1人につき10万円

※給付金の一部を受け取っている場合等は、受取額を控除した金額を給付

【申請および請求】

小松島市に住民登録のある支給対象者本人からの申請が必要です。

申請書、添付書類等が必要になります。詳しくは、市ホームページ(下記QRコード)をご覧ください。市児童福祉課までご連絡ください。

【申請期限】令和4年4月28日(木) 必着



【お問い合わせ先】

市児童福祉課こども家庭支援室(市役所1階10番窓口)

☎32・2114/FAX32・3738

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp